

# 武蔵野市財政援助出資団体経営プラン(対象団体:一般財団法人武蔵野子ども協会)

平成 22 年 7 月

## <目次>

1	プランの目的	1
2	対象団体	1
3	計画期間	1
4	経営プラン	1
(1)	経営健全性の確保	1
(2)	事業評価の導入と事務事業の見直し	2
(3)	指定管理者制度への対応	2
(4)	団体職員の人材育成と財政基盤の強化	3
(5)	人事・給与制度の見直し	3
(6)	組織・職員数等の適正化と目的・目標達成に向けた効率的運営の推進	3
(7)	情報公開の更なる推進	4
(8)	武蔵野市財政援助出資団体経営懇談会	4
(9)	公益法人改革への対応	4

## 1 プランの目的

財政援助出資団体は、武蔵野市が主に出資等を行って設立し、基本的に市政の代替・補完機能を担っている。各団体は設立趣旨を的確に果たすよう常に自ら経営改善を進めると同時に、市は団体の設立者として、適切な指導監督を行わなければならない。

平成 20 年 12 月からの公益法人改革の実施、平成 21 年 4 月の財政健全化法施行により団体の負債の一定部分が市の将来負担比率計算上に反映されることになり、市の財政と団体の財政を一体として考える必要が生じたことなど、市と各団体を取り巻く社会環境の変化は厳しさを増している。

これらの変化に適切に対応できるよう、団体の自律的経営を促進し、団体の活性化をはかるため、この経営プランを策定する。

## 2 対象団体

一般財団法人武蔵野市子ども協会

## 3 計画期間

平成 22 年度から平成 24 年度までの 3 年間を計画期間とする。

## 4 経営プラン

### (1) 経営健全性の確保

取組目標	団体は、経営等が困難な状況に陥った場合は、経営者の民事上の責任などが問われることを自覚し、健全な経営を行う。市の団体所管部課は団体の経営状況を的確に把握し、健全な経営を促すよう指導監督を行う。	
年次計画	年度	指導監督内容
	H22	総合的に団体の経営状況の把握を行い、今後の公益法人化、事業の拡大に対応し、団体が健全な経営を行うように指導監督を行う。
	H23	総合的に団体の経営状況の把握を行い、今後の公益法人化、事業の拡大に対応し、団体が健全な経営を行うように指導監督を行う。

H24	総合的に団体の経営状況の把握を行い、団体が健全な経営を行うように指導監督を行う。 また、平成 25 年度を初年度とする経営改革プランを策定するとともに、団体にも経営改革プランを策定するように要請する。
-----	---

(2) 事業評価の導入と事務事業の見直し

取組目標	団体は組織の目的・目標を明確化し、それらが適正に果たされているかを毎年評価し、目的・目標の達成に向けて効果的かつ効率的な事業実施を行うとともに、事務事業の不断の見直しを行う。市の団体所管部課は、団体の自己評価結果を踏まえ適切な指導監督を行う。	
年次計画	年度	指導監督内容
	H22	①事業②財務③人事・組織に関する経営目標についての団体の自己評価結果を踏まえ、評価を行うとともに、事務事業の見直しについて適切な指導監督を行う。なお、経営目標の評価結果については、団体及び市のホームページで公表する。 また、団体の事業についての事務事業評価をおこなうように団体に要請し、評価結果を元に、必要に応じて事務事業の見直しについて団体に指導監督を行う。
	H23	①事業②財務③人事・組織に関する経営目標についての団体の自己評価結果を踏まえ、評価を行うとともに、事務事業の見直しについて適切な指導監督を行う。なお、経営目標の評価結果については、団体及び市のホームページで公表する。 また、団体の事業についての事務事業評価結果を元に、必要に応じて事務事業の見直しについて団体に指導監督を行う。
	H24	①事業②財務③人事・組織に関する経営目標※についての団体の自己評価結果を踏まえ、評価を行うとともに、事務事業の見直しについて適切な指導監督を行う。なお、経営目標の評価結果については、団体及び市のホームページで公表する。 また、団体の事業についての事業評価結果を元に、必要に応じて事務事業の見直しについて団体に指導監督を行う。

(3) 指定管理者制度への対応

取組目標	指定管理者制度が導入され、市では公の施設の指定管理者の選定は公募を原則とした。指定管理者に指定されている団体は、将来の公募を視野に入れ、公共的団体の信用力と専門性を活用し、先駆的なサービスを開発・実施するとともに、サービスの向上及びコスト削減を進める。	
年次計画	年度	指導監督内容
	H22	団体が実施するモニタリング調査等の利用者満足度の取りまとめ結果に基づき、サービス向上に努めるよう団体に要請する。また、団体の事業についてのコストの把握を行い、必要に応じて、事業の見直しやコスト削減に努めるよう団体に要請する。 桜堤児童館の指定管理に向けての準備を円滑に進めるよう団体に要請する。
	H23	団体が実施するモニタリング調査等の利用者満足度の取りまとめ結果に基づき、サービス向上に努めるよう団体に要請する。また、団体の事業についてのコストの把握を行い、必要に応じて、事業の見直しやコスト削減に努めるよう団体に要請する。 桜堤児童館の指定管理に向けての準備が円滑に進むよう団体に指導監督する。
	H24	団体が実施するモニタリング調査等の利用者満足度の取りまとめ結果に基づき、サービス向上に努めるように団体に要請する。また、団体の事業についてのコストの把握を行い、必要に応じて、事業の見直しやコスト削減に努めるよう団体に要請する。 桜堤児童館の指定管理者として、専門性を発揮して事業を実施できているか、団体に指導監督する。

(4) 団体職員の人材育成と財政基盤の強化

取組目標	<p>団体は、将来の団体経営や園経営を担う人材育成を強化するため、市・団体間の人事交流による研修や団体内における職員研修を強化し、中長期的視点をもって人材育成に取り組む。団体職員の仕事に対する自覚と意欲を高める。また、団体職員の高齢化に伴う人件費の増加も予想されるので、より一層効率的な経営を行い、財政基盤を強化する必要がある。</p>	
年次計画	年度	指導監督内容
	H22	<p>団体の人材育成状況の把握を行い、必要に応じて、団体や園の経営を担う人材育成の強化のための職員研修を実施するよう団体に要請するほか、市から職員を派遣し指導・助言する。</p> <p>経営状況の把握を行い、財政基盤を強化するよう団体に要請する。</p>
	H23	<p>団体の人材育成状況の把握を行うとともに、必要に応じて、団体や園の経営を担う人材育成の強化のため、市との人事交流を行うように団体に要請する。</p> <p>団体の財務状況が良好なものとなるよう、認可保育園の運営など新規事業にあたっては補助金収入の確保に努めるよう団体に要請する。</p>
	H24	<p>団体の人材育成状況の把握を行うとともに、必要に応じて、団体や園の経営を担う人材育成の強化のため、職員研修を実施するよう団体に要請する。</p> <p>団体の財務状況が良好なものとなるよう、公益性を損なわない範囲で自主事業収入を増加するよう団体に要請する。</p>

(5) 適正な人事・給与制度の導入

取組目標	<p>団体は、東京都の給料表を適用しているが、今後は事業の拡大に伴い職員が増加することや市の財政支援の縮減も念頭に、団体の経営・財政状況等に見合った適正な給与制度とする。また、職員個人の能力・実績に応じた人事給与制度を実施し、職員の意欲向上を図る。指定管理者の選定は公募が原則であることを念頭に、指定管理者の指定を受けている団体は、将来の公募を視野に入れ、類似の事業を行う民間企業等の給与水準の動向等も勘案し、適正な給与制度の構築及び運用を行う。</p>	
年次計画	年度	指導監督内容
	H22	<p>団体の経営・財政状況等に見合った、かつ、職員の能力・実績に応じた職員の意欲向上につながる適正な人事給与制度の運用が行われるよう団体に要請する。</p>
	H23	
	H24	

(6) 組織・職員数等の適正化と目的・目標達成に向けた効率的運営の推進

取組目標	<p>団体の組織・職員数等のより一層の適正化に向け、柔軟な勤務体制の導入、更なる民間活力手法の導入を行う。職員の仕事に対する意欲の向上を図るため、組織の目的・目標を明確に示す。また、嘱託職員、アルバイトなど多様な形態の人材活用を図る際には、それぞれの果たすべき職務や責任の内容を明確にし、各々が意欲を持って働ける人材活用を図る。</p>	
年次計画	年度	指導監督内容
	H22	<p>団体の組織・職員数等のより一層の適正化を進めるために、更なる民間活力手法の導入を行うよう団体に要請する。また、職員の仕事に対する意欲の向上を図るため組織の目的・目標の明確に示し、意欲を持って働ける人材活用を図るよう団体に要請する。</p>
	H23	<p>団体の組織・職員数等のより一層の適正化を進めるために、更なる民間活力手法の導入を行うよう団体に要請する。また、職員の仕事に対する意欲の向上を図るため組織の目的・目標の明確に示し、意欲を持って働ける人材活用を図るよう団体に要請する。</p>
	H24	<p>団体の組織・職員数等のより一層の適正化を進めるために、更なる民間活力手法の導入を</p>

	行うよう団体に要請する。また、職員の仕事に対する意欲の向上を図るため組織の目的・目標の明確に示し、意欲を持って働ける人材活用を図るよう団体に要請する。
--	---

(7) 情報公開の更なる推進

取組目標		団体はホームページ等を通じ、定款や事業計画、財務諸表、事務事業評価、役員報酬などを市民に分かりやすく公表し、団体の信頼性の向上を図る。
年次計画	年度	指導監督内容
	H22	団体の HP の確認を行い、上記取組目標に記載された内容を、市民にわかりやすく情報公開されるように、団体に要請する。
	H23	市民にわかりやすく情報公開されるように、団体に要請する。
	H24	市民にわかりやすく情報公開されるように、団体に要請する。

(8) 武蔵野市財政援助出資団体経営懇談会

取組目標		市の団体に対する指導監督の基本方針の周知、その実施方法の検討、市と団体相互の連絡調整、各団体が抱える課題の情報共有、各団体が実施する類似の事業の再編等を行うため、市長と団体の経営者による武蔵野市財政援助出資団体経営懇談会を毎年実施する。
年次計画	年度	指導監督内容
	H22	経営懇談会において、団体の現状及び課題について情報交換を行い、経営改善に努めるよう団体に要請する。
	H23	経営懇談会において、団体の現状及び課題について情報交換を行い、経営改善に努めるよう団体に要請する。
	H24	経営懇談会において、団体の現状及び課題について情報交換を行い、経営改善に努めるよう団体に要請する。

(9) 公益法人改革への対応

取組目標		当面、一般財団法人化した団体にあっても、市の財政支援を受け公共の一端を担っていることや、今後総合的な子育て施策の実施を担っていく上で公益法人という名称を取得することにより外形的信用性を高められることを鑑み、早急に公益財団法人化を図るよう努める。
年次計画	年度	指導監督内容
	H22	公益財団法人へ移行するよう、団体に要請する。
	H23	公益財団法人として適切な事業、財務運営を行うよう指導する。
	H24	公益財団法人として適切な事業、財務運営を行うよう指導する。